



## 戦死者と共同体(2) : 阿蘇の佐川官兵衛をめぐって

田中, 悟

---

(Citation)

政治経済史学, 472:23-45

(Issue Date)

2005-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90000592>



## 戦死者と共同体〔Ⅱ〕——阿蘇の佐川官兵衛をめぐって

### Fallen Soldiers and Community [Ⅱ]: On SAGAWA Kanbe-e in the Aso Area

田中 悟 (TANAKA Satoru) \*

## 第2章 佐川官兵衛の忘却と蘇生

前章では、明治一〇年に熊本県下で起こされた一揆について、県政レベルから説き起こし、概括的にその実態を見てきた。本章では、焦点をさらに絞って、佐川官兵衛率いる豊後口警視隊一番小隊が赴いた南郷谷における人々の交渉過程に注目し、そこに外部勢力としての薩軍や佐川隊がどのように登場してくるのかを検討する。その上で、阿蘇一揆後、西南戦争後へと議論を進めたい。南郷谷における南郷有志隊とは、また警視隊とは、どのように記憶されるべき存在であったのか。そして南郷谷において「佐川官兵衛」とは何者であったのか。本章後半では、こうした問いに取り組んでいくことにする。

### 1. 一〇小区の交渉と警視隊——長野一誠・長野秀・佐川官兵衛

南郷谷でただ一人、懲役一〇年の判決を受けた河陽村の今村徳治が供述するところによれば、二月二四日の夜、火災予防夜番の雑談の中で、諸々の代金精算の不明分を取り調べることを提案したところ、周囲の同意を得た。そこで村中の者に触れて回り、その夜のうちに用掛・山口義信との集団交渉となった。山口は、取り調べの上で明日返答すると答えたので、一同はいったん引き揚げた。その際、山口はあわせて「熊本変動に付、県庁瓦解戸長詰所も取たたみ引払ひ可相成哉の噂有之、尤も薩賊襲来も難量」<sup>1</sup>と話している。

翌二五日、村内地蔵堂に集まった村人に対し、山口は諸帳簿の精算状況を読み聞かせた。その結果、疑惑のないことは明らかになったが、戸長詰所引払い・「薩賊」襲来の報を聞いていた村人は、帳簿を取り下げ、その他の金を戸別に配分することに決した。そこで今度は中松村の戸長詰所に赴いたところ、帳簿は既に移され、戸長以下は詰所を引き払った後であった。その後の搜索で帳簿の所在はわかったものの、預かり主に引き取りを拒まれたため、今村徳治と大塚岩喜の二人が副戸長・光永辰次と面会し、次の日に二、三人が引き取りに来ることで話がついた。

二六日、用掛・山口義信と大塚岩喜が帳簿を受け取りに行ったが、帳簿が多すぎて容易に調べがつかず、翌日改めて詰所へ赴くこととした。二七日に合流するはずであった他村の

---

\* 神戸大学大学院国際協力研究科・博士後期課程在籍〔政治学〕

者が現れなかったため計画は一日流れたものの、二八日には改めて長野村学校へ集合し、長野儀八郎ら長野村の者とも合流して戸長探索のため河陰村へ押し出した。翌三月一日には再び河陽・長野両村の者が河陰村龍王社へ集会した。そこへ河陰村の有力者である長野一誠・下村幸蔵が来て集会の趣意を尋ねたので、今村徳治や長野村の長野儀八郎・長野五郎八らが相談の上、「上納米代区々の取立、旧会所売払代金、温泉割賦金、油水車売払代金、郷備金、民費予備金等割戻しの稜々」<sup>2</sup>を有り合わせの紙に書き付けて差し出した。これに対して長野一誠らは四、五日の猶予を求め、一同は長野一誠らに任せることに決して、その場は散会となった。

三月四日になって、長野一誠よりの通知を受けて集まった今村らに対し、長野一誠は一〇小区貧民へ救助米を差遣する旨の「示談」を提示した。この申し出に対して、村役が集会を開いて相談したが、話はまとまらなかった。さらに五日、長野一誠・下村幸蔵が今村徳治宅を訪れ、所在が判明した分の郷備金とそれ以外の金額の精算書とを示して、「其他に郷備金有之とも区戸長不在に付相知れず、依て其分は差置可申、若し不聞入時は我手に任せず候に付、今後は一切世話難成」と述べて帰った<sup>3</sup>。今村としてはこの返答にははなはだ不満であり、あくまで所在不明の区戸長、すなわち野田敬之允（信道）・貞誠の兄弟を探し出して追及するべきだと考えていた。その夜から翌六日にかけて、今村は長野村・中松村の者たちと相次いで面会し、区戸長を探し出して「郷備金割取」を迫ることに決した。この過程で、長野村の長野嘯・長野直人の両名が今村と会って、長野村の「寄方」の計画について伝えている。また今村は、島村の塚本善蔵から「一小区は諸借財証文捨方相成候」として「金主より之書付」を見せられ、これを写し取っている。この情報を知っていたのは塚本だけではなかったようで、中松村の山村経照も四日、長野村の長野惟秀より同様の噂を聞いている<sup>4</sup>。山村は六日夜、長野惟秀宅にて一泊しているところに今村・長野嘯・長野直人の訪問を受け、郷備金その他の件の尋問のための中松村戸長詰所への各村寄方について加勢に同意した。そしてこの日、「村々之百姓」が松木会所に押しかけたところ、野田は兄弟ともども逃げ去ったとのことであった<sup>5</sup>。

三月七日、河陽村の村中一同は戸長詰所へ押しかけ、前日写し取った一小区の証文捨方の書付を同詰所にいた岩本惣平に示し、「当区も証文捨方」と決まったとの発言を聞いて、証文の一部を受け取った。彼らはその後、字羽山にてその他の村の者と合流した。字羽山天神社で長野村の長野嘯・長野儀八郎・長野直人らと会った今村は、長野嘯らに対して、阿蘇谷の村々では証文捨方となっていること、自分たちも詰所で証文を受け取ったことを伝えた。彼らはこのことを中松村の者にも伝えることで合意し、群衆の前で先の証文を振り上げて意見を問い、「証文捨方か打ち崩しか」と決した<sup>6</sup>。彼らは、長野儀八郎ほか数名を河陰村の長野一誠方へ捨方談判に派遣した。この交渉は早々に妥結し、長野儀八郎らは「捨方之返答」を長野一誠から得たが、後から群衆がさらに押し寄せる事態となり、同家はやむを得ず「捨方之書付」を差し出している。次いで群衆は、河陽村の野田政道方へ押し寄せた。そこで「最早証書捨方」という書付が張り出されているのを見た人々は同家にて一

泊した。

八日、今村の発意で「十小区人民中」と記した布旗を押し立てた人々は各所を徘徊し、河陰村の下村幸蔵宅ほかの人家を打ち崩すなどしている<sup>7</sup>。長野内匠によれば、一揆勢は西下田で「大木森（ヲゴモリ）之清太」から飯の炊き出しを受け、久木野室町に繰り出した<sup>8</sup>。この一揆勢は翌九日、室町から上久木野・二子石を通過して新町・吉田に至った。ここで一揆勢は被差別部落を襲い、襲われた村人は自ら家に火を放って逃げ去ったという<sup>9</sup>。一揆勢はそのまま下市に向かい、そこで一泊した。また一〇日には河陽村の垂玉・地獄の両温泉の戸主と談判し、一〇小区人民に限って温泉入浴無料・浴客への商売は勝手次第との旨、証書を出させた。下市から移動してきた一揆勢で長野村は人波があふれかえり、長野内匠に「珍敷事ニ候」と言わしめている<sup>10</sup>。翌一日には河陽村光雲寺で集会が開かれ、捨方の証文を借主に返却し、今村はようやく河陽村に戻った。長野内匠も「百姓一揆は今日迄ニ静謐ニ相成候」と日記に書いている<sup>11</sup>。そして一三日には河陽村で郷備金の割戻しが実現している。

ここまで主に依拠してきた今村幸蔵・山村経照・長野儀八郎の「罪案書」は、一揆参加の件に関する限り、三月一日もしくは一三日で供述が途切れている。この時点で既に、一揆勢が求めていた郷備金払戻し・証文捨方が曲がりなりにも実現しており、打ちこわしについても一段落がついたものと考えられる。とは言え、県の行政機構は麻痺したままであり、大津から二重峠、さらには一小区黒川村まで進出してきた薩軍に接するこの地域の治安・秩序が、即回復したとは考えられない。実際、一揆勢を前になす術のなかった地元有力者の側は、この頃から有志隊を結成し、警視隊を結んで巻き返しを図っている。

河陰村の長野一誠は三月一三日、蔵厚惟元ら一〇〇名余とともに坂梨の警視隊本営を訪れ、行動をとることを願い出ている<sup>12</sup>。警視隊進出を受けて、坂梨・内牧・小国・高森などでは金納郷士を中心とする地元有力者によって有志隊が結成され、警視隊と協力して地域の治安維持に当たるようになっていた。長野一誠らは、警視隊が南郷谷へ進出するのを機に、南郷谷（一〇小区）・高森郷（九小区）・菅尾郷（八小区）の有力者を結集し、南郷有志隊を結成した<sup>13</sup>。これを受けて、佐川官兵衛率いる一番小隊がその日のうちに南郷谷に進出した。『長野内匠日記』の三月一三日の項を見てみよう。

同 廿九日乙酉 曇

（聞書）

官軍と申新町に七八十人宿致居候者五六人ばばの前之市太郎下田をこもり之清太息子杯案内いたし大石之直人月田下の川儀八郎松山庄之助喜多村熊作川後田之助之允同村宇三郎息子杯をからめとりニ早天ニ来しぱり新町之様ニつれ行候 其内禎蔵孫庄之助川後田宇三郎杯はにげさり候由ニ候△右は錢持共証文或は質物共一揆共ニ渡候ニ付官軍共ニ内通いたし一揆の頭之者共をからめ候と風聞いたし候也<sup>14</sup>

警視隊は進出早々、村人の案内を得て、一揆の指導者と目されたものを捕縛し、駐屯する新町へ連行している。「大石之直人」「月田下の川儀八郎」などはこれまで名前の出てきた長野直人・長野儀八郎であろう。「禎蔵孫」として登場する「松山庄之助」とは、長野嘯のことである。彼は「川後田宇三郎」らとともに辛うじて警視隊の手を逃れ、警視隊の勢力範囲を逃れて薩軍に身を投じた<sup>15</sup>。村人たちは、一揆の標的となった「錢持共」が「官軍共」に内通して「一揆の頭之者共」を捕まえているのだと噂している。

三月一四日、吉田新町の官廩にある米穀を奪おうとした「賊兵」に対し、佐川小隊はこれを守って移送に成功している。薩軍と官軍との本格的な衝突を予感させるような騒然とした状況の中、南郷有志隊は三月一五日、菅尾郷（八小区）戸長詰所に「東京巡査」と称して乗り込み、帳簿調べに集まっていた農民と小競り合いを起こした。この日は成果なく撤退したものの、翌日には警視隊の出張によってあっけなく鎮撫に成功している。このことは、警視隊が頼りになるという事実を明らかにするものであり、有志隊の面々を勇気づけ、安心させたものと思われる。後に見る、南郷有志隊の参加者による佐川官兵衛の墓碑建立への動きは、そのような文脈上に位置づけられることになる。

さて、豊後口警視隊は三月一七日、軍議を開き、二重峠の薩軍を明日攻撃することを決めた。二重峠の正面と間道から薩軍の陣を目指す、桧垣直枝の率いる警視隊本隊は、その日の午後六時、内牧に入った。佐川官兵衛率いる一番小隊および倉内末盛率いる五番小隊半隊は、陣を構えた吉田本町から南郷有志隊とともに河陽村黒川を経由して黒川口へ出撃することとなった。

翌一八日払暁、二重峠に先駆けてまず戦端が開かれた黒川口の戦いにおいて、警視隊および南郷有志隊は薩軍の前に敗北を喫し、佐川官兵衛をはじめ死者一八名、捕虜となった者八名を出して吉田新町へ引き上げ、その夜のうちに坂梨へと退いた。阿蘇谷から二重峠を目指した警視隊本隊もまた、薩軍の堅塁を抜くことができず、内牧に退いた。

鳥羽伏見に始まる戊辰戦争で「鬼官兵衛」の異名をとった佐川官兵衛は、こうして阿蘇で戦死を遂げた。戦場で佐川を狙撃した者は長野村松山の禎蔵の孫・長野嘯であったというのが定説となっている。打ちこわしを伴う激しい一揆は終息に向かっていてとしても、この長野嘯のように薩軍方につく者は少なくなかった。四月九日付の「人民御保護警部衆御派出願」によれば、「熊本県第十一大区阿蘇郡之内南郷筋八・九・十小区は先般来敵地と相成、土地之人民も過半相応じ候由」<sup>16</sup>といった情勢であった。

他方、一度は秩序回復の期待を寄せた警視隊の敗北によって、南郷谷は薩軍の支配するところとなり、有志隊に集った地元有力者たちが再び苦境に陥ったことは想像に難くない。『長野内匠日記』には、三月三〇日に「室町長野瀬平方より黒川村薩摩陣より米百俵付ケ取候由」、四月四日に「俵山陣より下田村清太方ニ数十人来り米粃雜穀諸道具一切人夫ニもたせ俵山陣ニ持越候由」、翌五日には「当村ばばの前之市太郎方ニ俵山陣より人夫連来米二拾俵奪取家内諸道具着類夜着ふとん馬具並ニ馬壺疋奪取持こし候を手前よく見候事」という記事が並んでいる<sup>17</sup>。「室町長野瀬平」とは、南郷有志隊隊長であり、南郷谷有数の地主

で質屋も営んでいた長野一誠のことである<sup>18</sup>。また、清太・市太郎はすでに見たように長野直人・儀八郎が捕縛された際、警視隊の案内役を務めていた。彼らはいずれも警視隊に協力的な富裕者であった。とすれば、これらの三家に薩軍を導いたのは、一揆勢の農民たちだったと考えるほかない<sup>19</sup>。

この情勢が三度転じるのは、薩軍が警視隊に敗れ、二重峠・大津から撤退していく四月中旬以降のことであった。それでも南郷谷は、薩軍が滝室坂で敗れ、二重峠に退いて二日後の四月一五日の時点でもなお、「第十一大区中、南郷を除くの外、差向党民は相治り、巨魁の内捕縛の外は賊に随従致し居候（傍点引用者）」<sup>20</sup>と報告されるような治安情勢であった。警視隊の南郷入りが再び実現したのは、既に述べたとおり、遅れて四月二三日のことである。『長野内匠日記』では、四月一九日・二〇日と敗走する薩軍が御船へ逃れた事実が書き留められた後、二一日からは坂梨から南郷方面へ進出する官軍の記述が登場する。そして、警視隊が去った後も、官軍は続々とこの地を通過し、村中の老若が見物に行った。長野内匠は「面白き見物也」と感想を述べている<sup>21</sup>。

## 2. 佐川官兵衛墓碑建立運動とその挫折

第1章で紹介したように、一九六五年、会津人として佐川官兵衛終焉の地を「発見」した相田泰三は、その帰途、当時熊本県史編纂委員であった森下功と会い、森下から次の三文書入手したという。

- 一、明治十一年二月廿八日付、荒牧戒三、野田貞誠両氏から甲斐先生宛の書簡。
- 二、同十一年四月三日付、甲斐太郎から野田貞誠、荒牧戒三宛書簡。
- 三、佐川官兵衛履歴書。<sup>22</sup>

筆者はこれらの文書について未見であるが、ここでは相田自身によるこれら文書の「大要」を引用し、それをもとに議論を進めることにしたい。

相田によれば、上記三文書の内容は次のとおりであるという。

阿蘇南郷村の素封家荒牧戒三、野田貞誠の二人は官兵衛の墓碑を立てようとし、それには碑に刻する官兵衛の履歴が必要なので、同郷人竹添進一郎（儒者）に、あなたの知人に会津人はいないかと尋ね、竹添氏は、文部省に会津出身の南摩綱紀という学者がいることを告げ、南摩氏にその履歴を書いてもらった。それが上に述べた佐川官兵衛の履歴である。ところがこれには戊辰役までのことは詳しく書いてあるが西南役のことは書いてないので、志波という人を書いてもらった。これは頗る名文であるが事実と異なるので碑に刻することは出来ない、よって甲斐先生に正しい伝を書いてくれと依頼したのが前述（一）の書簡であり、これに対して甲斐先生は官兵衛の正伝を書き、これを竹添氏に漢文に改めてもらい、それを警視庁に見せ、建碑の資金は、官兵衛の祭典毎に多くの

警視庁職員も参拝するだろうからその内の経費を積み立てておけば三、四年の間にて建碑が出来ようといったのが前述の（二）である。<sup>23</sup>

むろん、相田がこれに続けて述べているように、実際には「官軍会津藩士佐川官兵衛外十七名戦死の跡」と書かれた木標が建つのみであったから、こうした計画はけっきょく実行されなかったものと思われる。

ここで名前の挙がっている荒牧戒三・野田貞誠・甲斐太郎の三名は、いずれも長野一誠を隊長とする南郷有志隊のメンバーであり、野田は西南戦争・阿蘇一揆当時の一〇小区戸長、甲斐は園田格平と並ぶ有志隊幹部であった。実現こそしなかったものの、彼らが佐川官兵衛をしのび、碑を建てようとしたという事実そのものは、こうした史料からして、おそらくあったのであろう。

問題は、その建碑運動が向いていた方向である。佐川が会津出身であったことは南郷有志隊の間では共有されていたようで、碑に刻むための履歴執筆を会津出身の学者に依頼しており、実際に立てられた木標にも「会津藩士」と書かれていたとされる。建碑資金については、警視庁職員の参拝に伴う寄付などを当てにしていることがうかがえる。いずれにせよ、この建碑運動は、もと会津藩家老・警視庁一等大警部という佐川官兵衛の経歴に、南郷有志隊のメンバーが寄り添う形で、成り立っていたのである。

言うまでもなく、そうした運動の文脈が、阿蘇という地域全体をカバーするのは難しい。それは、南郷有志隊と警視隊という、阿蘇における特殊な人的交流関係を前提にしているからである。「南郷有志隊—警視隊」陣営と対峙していた南郷谷の一揆勢の面々が、この運動に素直に合流できるはずもない。一揆勢にとって、南郷有志隊とは打ちこわしの対象となる富家の衆でしかない。そして、佐川官兵衛がどのような人物であれ、警視隊とは、「世直し」を阻む者たち——松山守善が伝える表現によれば「官賊」——でしかなかったのである<sup>24</sup>。墓碑に刻む履歴を用意するまでに至っていた建碑運動が挫折し、木標が建つのみとなって、それすら顧みる者がなかったという、一九六五年の「官兵衛戦死の地」の光景には、こうした背景が透けて見えるのである。

### 3. 「会津武士の文脈」からの「蘇生」

前節で確認したように、西南戦争終結直後から第二次世界大戦後しばらくの時期に至るまで、佐川官兵衛の死は、阿蘇南郷谷の住民の共有する記憶となることはなかった。辛うじて立てられていた木標も、顧みる者のないまま朽ち果てようとしていた。それは、「薩軍・一揆勢」という「世直し」勢力と「警視隊・有志隊」という「体制擁護」勢力との対峙という構図の中で、佐川官兵衛が後者の陣営に立脚して前者に立ちはだかる人物であったが故のことであった。したがって、佐川官兵衛を知る少数の人々がこの世を去るにつれて、佐川の記憶自体もまた消滅に向かっていったのである。

ところが、佐川官兵衛は忘却のかなたから召還された。ただしそれは、直接的には阿蘇の

人々によってではなく、その出身地・会津に連なる人々によって、であった。このことが、佐川官兵衛の死に新たな意味づけを与え、阿蘇においてほとんど消えかけていた記憶を呼び起こし、そこに新たな「生命」を吹き込んだのである。

一九六五年の相田泰三による「発見」を受けて、まず一九六八年、黒川口の古戦場跡に「佐川官兵衛殉難之地」と刻した石碑が会津士魂会と地元・長陽村<sup>25</sup>との連名で建立された。この殉難碑を嚆矢として、「西南之役公園」と名づけられたこの区域には、その後さらに佐川官兵衛や豊後口警視隊をはじめ、南郷有志隊や薩軍の慰霊・顕彰碑群までもが立ち並ぶこととなった。黒川で戦死した警視隊員が仮埋葬されていた鉢の久保や、佐川隊が本陣を置いた吉田新町にもまた、佐川官兵衛関連の石碑が立ち並んでいる。

そしてこの間、中村彰彦の手によって佐川官兵衛の生涯が小説化され、一九九一年に新人物往来社から『鬼官兵衛烈風録』と題して刊行された。この本はその後、いわば佐川官兵衛を語る上での定本となって、現在に至っている<sup>26</sup>。

こうした一連の過程は、忘れられていた「阿蘇の佐川官兵衛」の記憶を蘇らせた。一九六四年の時点では、長陽村教育長の下田一郎が「鬼官兵衛の名前は有名であったそうですが、今の人は全く知りません」<sup>27</sup>と語る状況であった。それが、一九六八年一二月二二日、佐川官兵衛殉難碑の除幕式では、次のように変わっているのである。

神事中の風雪のきびしさはかえって九十年前の故人の悲壮な最後を参列者一同は思い起し、当時を回顧し、語り合いました。また戦場となった近くの黒川部落の老人会員も多数参列されて立派な碑をほめたゝえると共に今後の境内の清掃に奉仕されることになりました。<sup>28</sup>

かくして、会津人の介在によって、佐川官兵衛は阿蘇に蘇った。別の言い方をすれば、その蘇生は、今まで追いかけてきた阿蘇の文脈からではなく、「会津武士の文脈」に沿った形で、なされたのである。「会津武士の文脈」とはすなわち、佐川の死を、「体制の擁護者」としての「豊後口警視隊一番小隊長・一等大警部の戦死」ととらえるのではなく、「悲劇の敗者」としての「もと会津藩家老の壮烈なる戦死」ととらえるあり方のことである。

例えば、相田泰三が草した佐川官兵衛殉難碑の刻文は、戊辰戦争期における佐川の働きについては細かいところまで描写しながら、西南戦争期についてはつまるところ「警視庁大警部」としてこの地で「壮烈なる戦死」を遂げたということ以上にはほとんど何も語っていない<sup>29</sup>。この碑文は紛れもなく、「会津武士の文脈」上にある。佐川官兵衛は、確かに形式の上では「警視庁大警部」として死んだ。だが、「会津武士の魂」を継ぐと自認する相田のような者にとっては、それで済ますわけにはいかないのである。佐川はあくまで、会津藩士としての「魂」を持ち続けた武士として、その文脈上で——つまり、「戊辰戦争の延長戦」として位置づけられるべき戦いの中で——死んだのでなければならない。興味の焦点はその一点に絞られ、阿蘇の地で佐川官兵衛に向けられた複雑な眼差しは視野に入っては

いない。この碑文を、かの荒牧戒三・野田貞誠・甲斐太郎ならばいかに見るであろうか。

同じことは中村彰彦『鬼官兵衛烈風録』にも言える。

例えば、豊後口警視隊が進出する直前の阿蘇の状況について、中村はこう書く。

しかしこのころ阿蘇郡一帯には、農民一揆が猖獗をきわめていた。(傍点引用者)<sup>30</sup>

だが、この後「猖獗をきわめて」いたはずの一揆勢の具体的描写はまったく出てこない。南郷谷の打ちこわしも、警視隊による一揆指導者の捕縛も、菅尾郷の「東京巡査」の一件も見えない。長野一誠の台詞に一回、本文中に一回、「一揆勢」という言葉のみが出てきたあと、黒川口の戦いの場面になって唐突に、「長野喙を首領格とする一揆勢四十あまり」が薩軍とともに姿を現すのである<sup>31</sup>。そして、黒川口の戦いの描写は薩将・鎌田雄一郎と佐川官兵衛との一騎打ちへと絞りこまれ、鎌田を追い詰めた佐川が最後の一太刀を振り下ろそうとする場面に進む。

あとは腰の回転により、男の右脇腹を存分に切り裂くだけである。残心のかまえを目ざし、すでに官兵衛の眼は男を離れてかなたの藪に向けられた。

その藪のなかから、  
——ガーン

と銃声が起こったのはこの瞬間であった。

男の腹部に吸い込まれようとしていた官兵衛の剣は、あらぬ方角へ揺れ動く。酒樽の栓を叩き落したように、官兵衛の左胸からは血が噴き出した。

(中略)

鎌田が官兵衛に呼び止められた時、一揆勢の首領格長野喙は、鎌田とは距離を置き、東寄りのすず竹の中を這い降りてきていた。ふたりが決闘をつづける間、ミニエー銃で官兵衛に狙いをつけていた喙は、官兵衛のからだがちらむきになり、かつ視野の手前から鎌田の姿が消える瞬間を待ちかまえて引き金を絞ったのである。

元会津藩士佐川官兵衛直清は、こうして死んだ。<sup>32</sup>

こうして、一揆勢で唯一人、中村が描写する長野喙には、佐川官兵衛の狙撃犯——中村の文脈に沿ってここではあえてこの表現を使う——として、「武士の一騎打ちの意味を知らない農民」<sup>33</sup>というレッテルが貼り付けられ、次のように後日譚が描かれる。

「鬼官兵衛ば倒したのは、おどんじゃあ」

自宅のある長野村に帰り、得意満面で吹聴した二十七歳の長野喙は、学問の師である長野内匠から、

「戦っておる武人を脇から狙い撃ちなどする者は、わしの弟子じゃあなか」  
と即刻破門を申しわたされた。

長野内匠は、諱を惟起。『南郷事蹟考』などの著述もある長野村の名物男であった。

(中略)

このような名物男に一喝されて、長野嘯はせまい村内で白眼視されるにいたった。<sup>34</sup>

南郷谷の一揆に至る交渉の中で、しばしば長野村一揆勢の代表格として登場していた長野嘯は、こうして、のちに県会議員・衆議院議員となった南郷有志隊隊長・長野一誠とは対照的な、「ほかに特筆することもない人生」<sup>35</sup>送ったとされる。一揆勢として唯一登場する長野嘯の描写がこれであるから、中村の物語世界における農民の位置付けは推して知るべしである。長野一誠や南郷有志隊を、あるいは佐川官兵衛や警視隊を、長野嘯や彼の周囲にいたはずの人々は、どんな思いで眺めていたのか。中村がなぞる「会津武士の文脈」において、そのような問いに関心が向くことはない。それらの人々はただ、武士の意味体系に無粋に割り込む愚か者・無礼者として書き留められるのみである。そして、あれだけ猛威をふるい、長野一誠らを震撼させた阿蘇一揆は、わずかな名ばかりを留めて、ほとんど消し去られてしまうのである。そのあとに残るのは会津の武士と薩摩の武士、そして南郷有志隊ばかりであった。

#### 4. 「一揆罪惡観」——阿蘇側の受け入れ事情

とは言え、すでに述べたように、「佐川官兵衛」を語る定本としての『鬼官兵衛烈風録』は、会津だけでなく阿蘇でも、受け入れられ、定着している。なぜ、そのような一方的な「会津武士の文脈」が、この時期、阿蘇においてさしたる抵抗もなく受け入れられたのだろうか。

ここで正反対の立場から浮上してくるのが、「一揆罪惡観」という問題である。本論文の前半で見てきたような、一揆を起こした人々の側の立場や言い分は、時間の経過とともに忘れられた。一揆がそうした文脈から切り離される中、かえって「一揆は悪いもの」という意識が、後世の人々の間には定着していったのである。

この観点から、佐川官兵衛との対比で興味深いのが、阿蘇市黒流にある八地藏菩薩慰霊碑と地藏廟の建立経緯である。発起人である家入志津馬氏の祖父は、阿蘇一揆に参加し、懲役刑を受けて獄死していた。一九七四年、碑の建立が地元で提案され、世話人会や区長召集の寄合が開かれて話し合いが持たれた。そこでは、「何故今ごろ罪人とされた者を顕彰するのか、寝た子を今さら起こす必要はない、一揆の顕彰碑や記念碑では困る、碑建立の場所が黒流の共有地では反対だ、といった意見が出された」<sup>36</sup>。最終的には、そうした議論に沿う形で碑文などが若干修正されることになった。慰霊碑は個人の所有地に建設され、一九七五年七月一三日に除幕式が行なわれている。

戦後のこの時点で、佐川官兵衛の慰霊・顕彰では起きなかった反発が、なぜ一揆の獄死者

に対しては起こったのだろうか。

大きな要因として挙げられるのは、西南戦争——言うまでもなく時期的に阿蘇一揆とほぼ重なる——の前と後とにおける「お上」観の変化である。

水野公寿は、上記の慰霊碑建立の経緯を述べたあと、次のように続けている。

一揆の遺族の一人は「終戦後は何も考えないようになったが、それ以前は“打ちこわしの張本人”と他人から言われているような気がして肩身の狭いおもいをしたこともあったが阿蘇谷のみんなが参加した、その身代わりだと自分に言いきかせた」と語っている。一揆関係者の遺族は目に見えない迫害を受けて来ていたのだ。<sup>37</sup>

西南戦争期の一揆に参加した人々の意識の上における「官」とは、何かのきっかけで倒壊しうる存在でしかなかった。事実、つい一〇年前に幕府政権が倒壊して明治政府が生まれたのであり、かつての肥後藩は複雑な再編を経て熊本県となったばかりであった。目の前にある「官」は、人々にとって所与のものではなかったのである。そこには、万古不易の「国家」などではなく、倒れるかもしれない「政権」のイメージだけがあった。明治一〇年の時点における阿蘇の一揆勢にとっては、自らをも含む国民国家など、想像できるような代物ではなかった。国家スケールの「想像の共同体」は、少なくとも阿蘇一揆参加者の間においては、未だ形成されていなかったのである。したがって、西南戦争における薩軍の進撃に、熊本県政、ひいては明治政府倒壊の可能性を見るのは、当時の人々にとっては自然なことであった。

しかし、薩軍が敗れ、西南戦争が終結すると、そうした状況は大きく変わった。明治政府そのものが崩壊する可能性は著しく減少し、その枠の中で生活することが誰にとっても当たり前になったのである。その意味で西南戦争は、明治政府にとって名実ともに「最後の内乱」であった。例えば人々が政府に不満を抱いても、政府自身を倒して「世直し」に走ることの現実味は、それまでとは比べ物にならないくらい薄くなった。後に残ったのは、否定し得ない権威を有する政府であり、その政府によって組織される国家であり、その国家の機関である裁判所が下した一揆参加者に対する判決であった。

水野が以下のように描写するのは、そのような国民国家確立後の様子に他ならない。

戦前では、おかみに反抗することは悪事であり処罰されるのが当然とする意識が一般的であった。したがって、そうした“犯罪者”がわが家わが村から出たことは不名誉なことであるし、一揆の様相は部分的にしか語りつがれていない。<sup>38</sup>

水野は「(第二次世界大)戦前」に限定して語るが、現代の状況とて決定的な変化があるわけではない。この場合、断絶は一九四五年ではなく、一八七七年にある。一揆やその時代を知らない者は、自らが生きる時代に引きつけて想像力をめぐらせ、自らが国民として

暮らす国家への転覆運動として一揆をとらえ、それとは対決する側に身を置いた。さもなくば、国家への「成功するはずもない無謀な反抗」として一揆をとらえ、それとは距離を置いた。そのような立場に人々が立つ限り、一揆の首謀者として処罰された者たちの慰霊碑を建てようとするれば、先に見たような抵抗に遭うことは避けがたいのである。

以上の記述は、従来の百姓一揆研究における一揆の評価と齟齬をきたしているように見えるかもしれない。林基の整理によれば<sup>39</sup>、一揆研究は明治初年の政府による関係資料収集に始まり、大正期に至って、「百姓一揆を人道的見地から一応止むをえぬものと認めるが、他面これを為政者の処置如何によって消滅させようような偶然的なもの」とみとめ、これを必然的な階級闘争として認めない見地」を基本線とする「ブルジョア史学」がまず登場した。それからやや遅れて、一揆を「封建社会の基本矛盾のあらわれ」とし、「階級闘争」と規定する「プロレタリア史学」が登場することになる。さらに、第二次世界大戦後について引き続き林の表現を借りれば、「戦後における権力の動揺とはげしい階級闘争の展開は、これまで禁圧されていた百姓一揆の研究を復活させ、飛躍的に発展させ」たのである。

これ以上細々とした研究史紹介は、今は不要であろう。ここで依拠した林の論文は一九五八年のものであるが、上記のような「階級闘争史観」は何も一九五〇年代までに限ったことではなく、黒流の慰霊碑が建立された一九七〇年代でもなお、こうした学問的潮流は健在であった<sup>40</sup>。「ブルジョア史学」にしろ、「プロレタリア史学」にしろ、少なくともアカデミズムの世界では、一揆そのものに「罪悪」を直結させることはなかった。では、先に見た「一揆罪悪観」と、当時の歴史学界における一揆評価の伝統との間のこうしたズレは、何故に生じたのであろうか。

ごく単純化して言えば、「ブルジョア史学」とは当時の為政者の側に立つ人々の視点であり、「プロレタリア史学」は当時「革命の前衛」を自認していた人々の視点であった。一見、両陣営は対立しているようだが、一揆に集う人々を自らの導きの対象としていた点では変わりがない。彼らに「寛恕」を与えようとするか、「革命への道筋」を与えようとするかの違いでしかなかったのである。だがそれは、一揆やそこに集う人々に対して両陣営が勝手に与えた評価であって、現実の農村からは遠いところにあった。江戸幕藩体制において着せられた罪状は、明治維新によって確かに過去のものとなった<sup>41</sup>。けれども、明治国家体制下の裁判所によって阿蘇一揆の指導者に下された罪状が消えることはなかった。また、西南戦争を切り抜けることで確立された明治国家体制の下では、もはやこれほど大規模な一揆が起こることはなく、「前衛」の指導する階級闘争が階級間の矛盾を打ち破るようなこともなかった。一九四五年は確かに一つの大きな画期ではあったが、明治維新のような決定的な画期とはなりえなかった。国家体制が全面的な断絶を経験することはなく、明治以来の継続性は基本的には保持されたままであった。階級闘争の前に立ちはだかる体制はほぼそのまま保たれ、阿蘇一揆の指導者を断罪した明治の判例もそのまま効力を保ち続けた。したがって、戦前戦後を通じて、「犯罪者」の罪名を背負って村に住む人々の生活実感と、アカデミックな一揆の評価との間に存在した大きな落差もまた、保持されてきたのである。

さて、ここで佐川官兵衛をめぐるこの節冒頭の問いに戻ろう。「会津武士の文脈」は何故にこの時期、阿蘇においてさしたるも抵抗もなく受け入れられたのだろうか。

西南戦争終結後、「一揆罪惡観」が形成されたことは確かであろう。しかし、だからといって警視隊や南郷有志隊の立場が阿蘇で普遍的に受容されたわけではない。阿蘇一揆の標的となった地主・富家は、西南戦争後も相変わらず地主・富家であり続けていたのである。長野一誠の一族である久木野村の長野家は、大正・昭和に至っても阿蘇郡トップクラス、熊本県内でも指折りの大地主であった。仮に「官」の権威が確立し、一揆が「罪惡」だと見なされたとしても、地主や富家に正義があったと見なされたわけではない。変わったのはあくまで「お上」観であって、地主や富家は必ずしもそこに含まれてはいないのである。だとすれば、南郷有志隊の文脈に沿った慰霊・顕彰活動は、そうした変化にもかかわらず、極めて脆弱な基盤しか持ち得ないままだったということになるだろう。

先の引用にあった「終戦後は何も考えないようになったが、それ以前は“打ちこわしの張本人”と他人から言われているような気がして肩身の狭いおもいをしたこともあった」というのが「一揆罪惡観」の中身であった。そうした感覚が、第二次世界大戦後の改革による「官」の権威の崩壊や「お上」観の変化、そして年月の経過によって歴史的記憶そのものも薄れてきたことなどによって、一揆首謀者として処罰された者たちの慰霊碑建立がこの時期に実現したのである<sup>42</sup>。同様のことが、佐川官兵衛の慰霊碑建立にも言えないだろうか。ただし、そこで「一揆罪惡観」の希薄化とともに重要だったのは、西南戦争以前から続く「地主」という存在への潜在的な敵意の解消である。人々にとって「地主」が抑圧的な存在でなくなったのは、言うまでもなく第二次大戦後の農地改革を核心とする戦後改革による。それ以後は、もはや旧地主家と言えども特別な経済的・社会的地位を占めることはなくなったのである。これが、「地主」という存在への敵意や「地主－農民」といった対立構造を完全に過去のものとした。そのことによって、南郷有志隊の文脈に沿った慰霊・顕彰活動が、従来の基盤の外へにじみ出す余地が生まれたのである。別の角度から言い換えれば、戦後の佐川官兵衛顕彰に対する抵抗の少なさは、農地改革が阿蘇南郷谷に与えた決定的とも言えるインパクトの反映なのである。「会津武士の文脈」からの佐川官兵衛にまつわる言説は、この部分に生じた歴史的「空白」を充填する役割を果たした。「会津武士の文脈」においては、士族以下、「半士半農の地方御家人」から「農兵町兵」「獵師隊」「力士隊」に至るまでが進んで戦闘に参加し、「身命を国家の犠牲に供し、各隊共に諸所の戦場に勇戦奮闘して功績あり、封建時代に在りて君民挙国一致の実を表明したるもの唯会津藩あるのみ」<sup>43</sup>といった調子で、身分的・階級的対立は閑却される。「会津武士の文脈」のこうした没階級な語りによって、佐川官兵衛はあらゆる村人に親しまれた「鬼さま」として描かれた。それは、明らかに事実には反しているが、階級闘争史観的なアカデミズムの一揆観よりもはるかに、戦後阿蘇の人々の耳になじむものであった。

かくして、西南戦争・阿蘇一揆をめぐる記憶は、第二次世界大戦後になって、流入する「会

津武士の文脈」に沿って再編成され、中村彰彦のような語り手を得て、新たな織り目と色合いをもって織り出されていったのである。

## おわりに

幕末の会津に生まれ、戊辰戦争を戦った佐川官兵衛。東京での謹慎・斗南藩での苦難を経て、いったんは会津で隠棲生活を送っていた彼は、明治七（一八七四）年、約三〇〇名の旧藩士とともに上京し、東京警視庁に奉職した。それは、貧窮する旧会津藩士の糊口をしのご職を得るためであった。敗者の辛酸を味わい尽くした彼の勤務態度は「微官に在りと雖も、敢て倦怠の色なく、職務を全うし、部下を統率す」<sup>44</sup>といったものであった。元来現場の指揮官タイプの人間であったと諸人の評が一致する佐川は、与えられた職務を忠実にこなすことに専心していたものと思われる。

そのような佐川官兵衛に対して、人々はそれぞれの立場から、さまざまな眼差しを投げかけた。部下の巡査たちにとっては肝が据わった百戦錬磨の指揮官であっただろうし、南郷有志隊の隊員たちも、またその人物を頼もしく思ったに違いない。だが、薩軍にしてみれば、彼は敵の指揮官の一人に過ぎなかった。また、一揆勢にしてみれば、彼が職務に忠実であればあるほど、交渉の余地のない手ごわい相手となった。南郷有志隊が佐川を頼りに思えば思うだけ、一揆勢の佐川に対する目は逆に冷ややかなものにならざるを得なかったのである。

佐川官兵衛率いる警視隊が南郷有志隊とともに出陣した黒川口の戦いで、佐川に銃口を向けた長野嘯の背後には、そのような文脈があった。長野嘯が放った銃弾は、武士道を知らぬ農民の、愚昧なるが故の一発などではない。佐川は、長野嘯に狙撃されるべき位置に、立っていたのである。それ故、佐川をはじめとする警視隊戦死者の慰霊碑の建立計画は、全地域的な支持の基盤をはじめから持っていなかったものであり、そうした運動が挫折し、辛うじて立てられた木標もやがて忘れ去られようとしていたのは、故なきことではなかったのである。阿蘇における佐川官兵衛の記憶とは元来、その程度の「弱い」ものであった<sup>45</sup>。

そしてその傍らでは、阿蘇を席卷した一揆、そして一揆に参加した人々の思いや言い分もまた、忘れ去られていったのであった。

こうした条件の下で第二次世界大戦後、「佐川官兵衛」を蘇生させたのが「会津武士道」である。「会津武士道」の語りは、片や一揆をそのまま忘却の淵に沈めおくことで、かつてなら有り得なかったはずの、佐川官兵衛への全地域的な慰霊・顕彰を実現した<sup>46</sup>。

蘇生術を施された「佐川官兵衛」は、慰霊や顕彰を通じて、現代に生きる存在である。一揆勢・薩軍と南郷有志隊・官軍との狭間で、生地を遠く離れた阿蘇に命を落としたこのもと会津藩家老は、時代の文脈の変化につれて忘却と想起との間を揺れ動いた。「会津」は、一九四五年以前には、佐川の死を顧みることはなかった。農民を含む全地域的な支持の裏

づけを欠いた、南郷有志隊隊員による阿蘇の墓碑建設運動もまた、支えなく孤立したまま挫折し、代わりに建った木標もそのまま忘れ去られていったのである。戦後改革による社会状況の変化は、佐川官兵衛忘却の条件をも取り払った。だが、それでもなお、佐川の記憶を掘り起こす機運は、阿蘇からは生まれなかった。繰り返しになるが、佐川の記憶とは、例えば白虎隊などとは違って、その程度のものではなかった。「会津」という、強固な共同体基盤を持つ勢力の、遅ればせながらの介入によって初めて、佐川官兵衛は忘却のかなたから蘇ったのである。長らく忘却されていた「鬼」は、第二次世界大戦後、会津人によって新たに価値を見出され、この世へと召還されたのであった。

ここで言う「価値」とは、佐川官兵衛という人物の人生そのものに埋め込まれている何物かのことではない。そのときどきの生者たちの語りが、またその語りの背後のある時代文脈が、佐川官兵衛の死に、ある「価値」を読み込んだのである。それは、生者の有する価値観が、死者という素材に投影されたものに他ならない。このとき死者は、後の時代を生きる生者たちが依拠する特定の文脈の上に置かれ、生者が歴史を解釈するためのリソースとして動員される。言い換えれば、リソースとして利用価値のある死者のみが、ここでは想起されるのである。したがって、生者の置かれる歴史的な文脈が変化すれば、死者の持つ価値も変わるのであって、ある時期盛んに語られた死者がいつしか語られなくなったり、語られる死者が入れ替わったりするのは、ダイナミックな歴史的な文脈の反映だと言えよう<sup>47</sup>。佐川のような「弱い」記憶——おそらく、ほとんどの戦死者の記憶は「弱い」部類に入る——は、その変化を敏感に感じ取る試験紙の働きを有しているのである。

かくして、佐川官兵衛のような、時代の渦に翻弄されつつ斃れていった戦死者は、その死後も常に変化し続ける歴史的な文脈のもとで、その必要に応じて解釈され、その解釈はまた絶えず更新される。戦いに斃れた者を解釈することによって形成された共同体は、戦死者を想起し、解釈し続けることによって、維持されるのである。近代国民国家が戦争と切り離しがたく結びつき、その内外で戦死者の想起が事あるごとに問題化される理由は、こうした戦死者との、形成期にまで遡る「骨がらみの関係」にあるのではないだろうか。

---

<sup>1</sup> 水野『史料と研究』一七二頁。第1章参照。

<sup>2</sup> 水野『史料と研究』一七五頁。

<sup>3</sup> 水野『史料と研究』一七三頁。なお、野田信道の逃亡に際して、長野一誠らは、残存する阿蘇郡の郷備金の管理を託されていた（前出、藤崎『むらを歩く』一七三—一七四頁、および今村「肥後藩の『遺産』相続争い」一〇三—一〇五頁）。そのような事実を前提にすれば、長野一誠ら役人・有力者側と今村徳治ら農民側との間での郷備金をめぐる激しい駆け引きを、この場面はうかがわせる。

<sup>4</sup> 水野『史料と研究』一七四頁。

<sup>5</sup> 『長陽村史資料「長野内匠日記（三）」』（長陽村教育委員会、二〇〇四、以下『長野内匠日記（三）』と略記）一三三頁。長野内匠はひらがな・カタカナを混在して使っているので、同書からの引用における仮名遣いについてはそのままとする。なお、「松木会所」とは、一〇小区松ノ木村にあった大区詰所のことである（水野『史料と研究』一五八頁など参照）。——大区区长・野田信道は、郷備金を一揆勢に略奪されるのを防ごうと、移動する県庁の後を追いつながら居場所を転々としていた。この模様については、野田自身の手になる「始末書」に詳しい（藤崎『むらを歩く』一七二—一七七頁）。この史料を踏まえて今村直樹は、「肥後藩の『遺産』相続争い」九四—一〇三頁において、二月二四日から四月一四日までに

わたる野田兄弟の逃避行の模様に言及している。

- 6 水野『史料と研究』一七四頁。
  - 7 『西南役と熊本』一八九―一九一頁所収の「諸救助戸数取調」および「暴民破毀表」「家屋破毀表」によれば、一〇小区で一揆による被害として届けられているのは、荒巻延蔵（五等）・野田政道（三等）・下村幸蔵（四等）の三戸である（等級は被害の状況に応じて一―八等までであった）。
  - 8 『長野内匠日記（三）』一三三頁。
  - 9 水野『史料と研究』一七四頁、および『長野内匠日記（三）』一三三頁。また、九小区吉田村の積辰平・光木熊八が一致して供述している三月九日の「村内字中島」での放火事件（水野『史料と研究』一七〇―一七一頁）とはこの一件を指すものと思われる。
  - 10 『長野内匠日記（三）』一三三頁。
  - 11 同前。
  - 12 『西南戦闘日注』二〇六頁。同書二〇五頁には「大分縣士族長野誠一」とあるが、明らかな誤りである。
  - 13 ただし、長野一誠ら南郷谷の士族有志は既に二月二八日集会し、評定の結果「鉄砲調之事」「屯所之事」「合図之事」「屯所馳集之年令」「集合之節不参ノ者」への罰金などを決めていたとされる。屯所の配置からして、この時点での活動範囲は一〇小区内に限定されているが、事実上これが「南郷有志隊」の結成であったと評価されている（久木野村誌編纂委員会『久木野村誌第三巻 むらの歩み（中）』久木野村教育委員会、一九九二、二五九―二六〇頁）。
  - 14 『長野内匠日記（三）』一三四頁。なお、日記の日付は旧暦である。
  - 15 『長野内匠日記（三）』一三五頁。長野嘯は自宅にいなかったために警視隊の捕縛を逃れ、黒川の薩軍陣に駆け込んだのである。
  - 16 「事変西南の役・雑書六」（『西南役と熊本』所収）一九三頁。
  - 17 『長野内匠日記（三）』一三六頁。
  - 18 長野一誠は一八三四（天保八）年生まれ。諱を惟統、名は九郎八といい、三三歳のときに瀬平と改め、自らは一誠と称したとされる（佐川官兵衛顕彰会事務局編纂『佐川官兵衛顕彰会報』第八号、二〇〇四年八月、参照）。
  - 19 『長陽村史』五三〇頁。なお、着物や道具類はその後返却されたようであり、略奪が一時的制裁であったことをうかがわせる（同書五五一頁）。
  - 20 「事変西南の役・戦地探偵書一」（『西南役と熊本』所収）一九五頁。
  - 21 『長野内匠日記（三）』一三八頁。
  - 22 前出、相田『佐川官兵衛殉難碑の建立されるまで』七頁。
  - 23 相田『佐川官兵衛殉難碑の建立されるまで』七―八頁。
  - 24 松山守善「松山守善自叙伝」『日本人の自伝2』平凡社、一九八二、所収、四四三頁。
  - 25 長陽村は二〇〇五年二月一三日、久木野村・白水村と合併し、南阿蘇村となった。
  - 26 例えば、秦郁彦編『日本近現代人物履歴辞典』（東京大学出版会、二〇〇二）は「佐川官兵衛」の項を立て、評伝としてこの『鬼官兵衛烈風録』を挙げている（二四一頁）。
  - 27 相田『佐川官兵衛殉難碑の建立されるまで』四頁にある、下田の手紙を相田が要約したものの引用である。
  - 28 増田一男（長陽村長）から鈴木清美（会津士魂会会長）宛ての一九六八年一二月三十一日付書簡（相田『佐川官兵衛殉難碑の建立されるまで』一一頁所収）。
  - 29 相田『佐川官兵衛殉難碑の建立されるまで』一〇頁。
  - 30 中村彰彦『鬼官兵衛烈風録』（新人物往来社、一九九一年）三三四頁。なお、傍点部の表現は、『西南戦争日注』一九七頁にある「其勢甚た猖獗」を踏まえたものと思われる。
  - 31 中村『鬼官兵衛烈風録』三四四―三四五頁。
  - 32 中村『鬼官兵衛烈風録』三四八頁。
  - 33 中村『鬼官兵衛烈風録』三四九頁。
  - 34 中村『鬼官兵衛烈風録』三五二―三五三頁。
- なお、この「長野嘯破門→白眼視」の場面は、事実には相違する可能性が高い。長野内匠の日記を抄出した前出の内村『肥後の百姓村に於ける明治維新前後の日誌』には確かに「但彼『嘯』は我門弟にてはなし」（一二頁）というくだりがあるのだが、最新の翻刻である『長野内匠日記（三）』で参照すると、「但シ彼サバクは我等門弟に而候」（一三五頁）となっており、ややニュアンスが違ってくる。その後の記述を含めて考えれば、このくだりを長野内匠が長野嘯を破門したものと解釈するのは難しい。
- 35 中村『鬼官兵衛烈風録』三五三頁。
  - 36 水野公寿「ひとつの義民碑」（『熊本展望』第四号、田水社、一九七五）八三頁。同じく水野『西南戦争と阿蘇』一四二頁も参照。

- 
- <sup>37</sup> 水野「ひとつの義民碑」八三頁。
- <sup>38</sup> 水野「ひとつの義民碑」八三―八四頁。
- <sup>39</sup> 以下、林基「百姓一揆の評価の問題」（歴史学研究会編『明治維新史研究講座』第一巻、平凡社、一九五八）を参照した。
- <sup>40</sup> 一例として、佐々木潤之介『世直し』（岩波新書、一九七九）を挙げておく。
- <sup>41</sup> それゆえ、江戸時代の一揆については「義民」「義挙」などとして積極的な評価を一般的に得る余地が生じる。しかし、それを明治の一揆にそのまま当てはめることは難しい。第二次世界大戦後の日本において、明治の一揆を積極的に評価しようとすれば、それは戦前と戦後との間の断絶を強調するか、体制と自らとの間の断絶を主張するか、いずれかを選択することになるだろう。
- <sup>42</sup> ただ、明治維新のような決定的な断絶を経っていないために、この慰霊碑は一般的に肯定的な評価を得るまでにはいたらず、少なからぬ抵抗を感じる人も依然としていたのである。
- <sup>43</sup> 荘田三平「序」（平石弁蔵『会津戊辰戦争 増補白虎隊娘子軍高齢者之健闘』丸八商店出版部、一九二八、六頁）。
- <sup>44</sup> 高木盛之輔「佐川官兵衛君之伝」（横尾民蔵『佐川官兵衛君父子之伝』兵林館、一九〇八、所収）四〇頁。
- <sup>45</sup> この「弱い」という表現は、増田敬太郎に関して「時代の状況にあわせて、いかようにでも変幻できる『強い』題材であった」と論じる、田中丸勝彦・重信幸彦の議論を踏まえている（「ある『殉職』の近代」『北九州大学文学部紀要』第五七号、一九九八、五六頁）。
- <sup>46</sup> ただし、阿蘇の人々が「会津武士の文脈」に沿った慰霊・顕彰に無批判でいるわけではない。二〇〇五年三月一八日、佐川官兵衛顕彰会（会津・熊本に同名の団体があるが、これは熊本の顕彰会である）による碑前祭において、会場となった黒川の「佐川官兵衛討死之地」碑周辺に、一会員が私費で製作した多数の「會」旗が掲げられた。この「会津一色の光景」に対して、会員の間では賛否両論があり、違和感を感じる旨の発言も複数の会員から聞かれた（筆者の当日におけるヒアリングによる）。
- <sup>47</sup> 例えば赤澤史朗は、戦後日本における「戦争犠牲者・戦死者の忘却」といった現象を、こうしたダイナミズムの観点から分析している（前掲「戦後日本における戦没者の『慰霊』と追悼」一一九―一二〇頁）。